

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	保健師助産師看護師法施行令			法令番号	昭28年政令第386号			
手続名	看護師等養成所、准看護師養成所の指定			根拠条項	第11条、第18条			
審査基準	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）							
	（学校又は看護師等養成所の指定） 第11条 行政庁は、法第19条第1号、第20条第1号、第21条第2号若しくは第22条第1号に規定する学校若しくは法第21条第1号に規定する大学（以下「学校」という。）又は法第19条第2号に規定する保健師養成所、法第20条第2号に規定する助産師養成所若しくは法第21条第3号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、 <u>入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</u>							
	（准看護師養成所の指定） 第18条 都道府県知事は、法第22条第2号に規定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定を行う場合には、 <u>入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</u>							
	（行政庁等） 第23条 この政令における行政庁は、学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、看護師等養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。							
下線の主務省令で定める基準は次のとおり。								
保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年 文部省・厚生省令第1号）								
第2条（保健師学校養成所の指定基準）								
第3条（助産師学校養成所の指定基準）								
第4条（看護師学校養成所の指定基準）								
第5条（准看護師学校養成所の指定基準）								
受付機関	医務課	処理機関	医務課	交付機関	医務課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	